

平成30年度「社会福祉法人・施設等指導監査における給食指導等」 にかかると実施方針

(1) 指導監査の趣旨

社会福祉法人の適正な運営確保のため、日常的な情報収集を行うとともに、指導監査において法人審査基準等の関係法令等の遵守状況や法人の運営状況の実態を的確に把握し、違反事項の指摘のみにとどまらず、関係法令等の趣旨を踏まえた指導を行う。

(2) 指導監査における給食指導の目的

施設利用者の適切な処遇を確保するため、利用者の個別的状況（身体の状況、栄養状態、生活習慣等）の定期的な把握及び評価の下に、個々の人に応じた食事の提供が適切かつ効果的に行われ、また、品質（提供される食事量、熱量及び栄養、温度、形状等）の管理とその評価に努めるよう指導を行う。

(3) 給食指導の指導基準

最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通知等に基づき、あらかじめチェックされた調書に沿って聞き取り・指導を行う。

なお、特別養護老人ホームについては、介護保険法に関する部分についても確認を行い、可能な範囲で指導を行う。

(4) 指導区分（文書指導・現場指導等）

不備・不適正な状況を早期に是正・改善するため、改善姿勢や利用者処遇への影響等にも十分留意し、支障が大きいと認められる場合には文書指導を行う。

また、軽微なものについては、現場指導とする。

(5) その他留意事項

衛生管理について適切に行われているか確認し、必要な指導を行う。

また、兼務等で本来の管理栄養士業務に支障のある場合は、介護保険法の人員基準により、指導を行う。